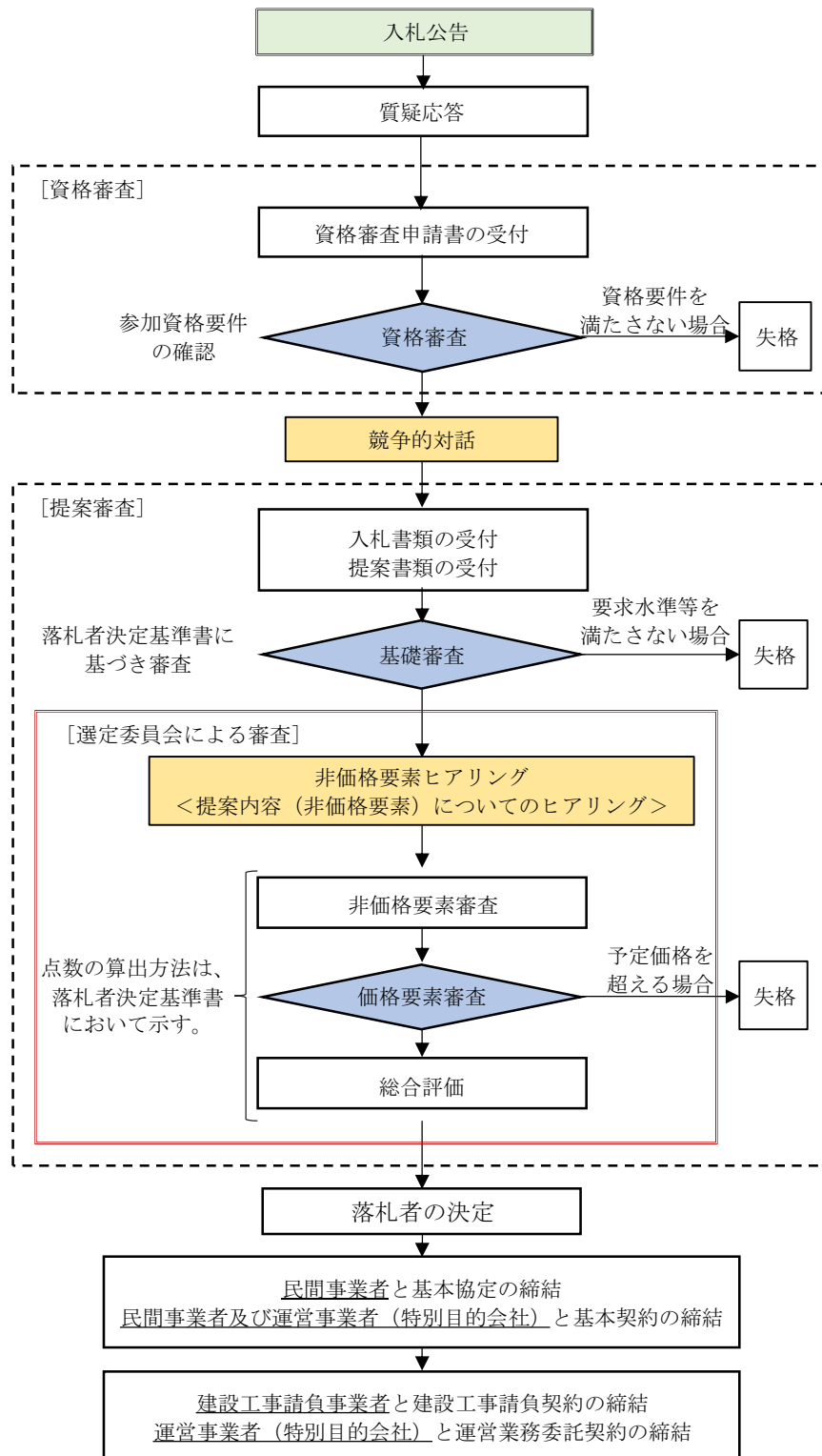


エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者
選定までのスケジュール

No.	項目	日程
①	実施方針の公表	令和 6 年 12 月下旬
②	実施方針に対する質問受付	令和 6 年 12 月下旬 ～令和 7 年 1 月 17 日（金）
③	実施方針に対する回答	令和 7 年 1 月 31 日（金）
④	入札の公告 ・ 入札説明書 ・ 落札者決定基準書 ・ 要求水準書 ・ 各種申請様式 ・ 協定及び各契約書（案）などが公表される。	令和 7 年 4 月上旬
⑤	入札説明書等の配布開始	令和 7 年 4 月上旬
⑥	入札説明書等（入札説明書）に係る質問の受付締切	令和 7 年 4 月下旬
⑦	入札説明書等（入札説明書）に係る質問への回答	令和 7 年 5 月上旬
⑧	入札説明書等（要求水準書等）に関する質問受付締切	令和 7 年 5 月下旬
⑨	資格審査申請書の受付締切	令和 7 年 6 月上旬
⑩	入札説明書等（要求水準書等）に関する質問への回答	令和 7 年 6 月下旬
⑪	資格審査の実施	令和 7 年 6 月下旬
⑫	資格審査結果の通知	令和 7 年 6 月下旬
⑬	提案概要書の提出	令和 7 年 7 月上旬
⑭	競争的対話の実施	令和 7 年 7 月下旬
⑮	技術提案書・入札書等の提出	令和 7 年 9 月下旬
⑯	基礎審査の実施	令和 7 年 10 月
⑰	非価格要素及び価格審査	令和 7 年 12 月
⑱	総合的な評価の実施	令和 7 年 12 月
⑲	落札者の決定 ・ 管理者の決裁後、決定	令和 7 年 12 月
⑳	基本協定の締結	⑲の後速やかに
㉑	特別目的会社の設立	㉐の後速やかに
㉒	契約詳細の協議	令和 8 年 1～2 月
㉓	基本契約の締結	令和 8 年 1 月
㉔	仮契約（建設工事請負契約）の締結	令和 8 年 2 月
㉕	建設工事請負契約の議会議決（本契約）	令和 8 年 3 月
㉖	運営業務委託契約の締結	令和 8 年 3 月



【一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業の概要（案）】

この概要は、本組合が発注する本施設の設計・建設業務及び運営業務の基本的な内容であり、本件内容を含め詳細は要求水準書としてまとめる予定である。

1. 共通編

1－1 事業概要と基本的条件

設計・建設期間		令和 8 年 4 月から令和 12 年 7 月末まで		
運営期間		令和 12 年 8 月から令和 32 年 7 月末まで（20 年間）		
エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設	施設規模	101 t/日（50.5 t/日×2 炉）		
	処理対象ごみ	可燃ごみ（燃やすごみ）、マテリアルリサイクル推進施設から発生した可燃残渣、し渣（可燃ごみには大型動物（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等）を含む）		
マテリアルリサイクル推進施設	施設規模	不燃ごみ・不燃粗大ごみ：	7.8 t/日	各処理ラインとも 5h/日の 運転を基本とする
		缶	： 1.0 t/日	
		ペットボトル	： 1.3 t/日	
		プラスチック資源	： 2.9 t/日	
	処理対象ごみ	不燃ごみ（燃やせないごみ）・不燃粗大ごみ、缶、ペットボトル、プラスチック資源		
その他の付属施設		管理棟、計量棟、資材保管庫、車庫棟、駐車場、資源物ストックヤード、災害廃棄物ストックヤード（組合にて整備）		

事業系の生ごみの一部(組合管内の学校給食センターのごみを想定)を、生ごみ堆肥化設備(100 kg/日)にて処理

2. 設計・建設事業編

2－1 設計・建設事業に関する基本方針

- (1) 安定性に優れた安全な施設
- (2) 環境に配慮した施設
- (3) 廃棄物を資源として活用できる施設
- (4) 災害に強い施設
- (5) 経済性に優れた施設

2－2 民間事業者の対象業務範囲

施設設計・建設業務	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設プラント工事、マテリアルリサイクル推進施設プラント工事、土木・建築工事
測量、地質調査	組合が示す地質調査結果を補完する測量及び地質調査
その他工事	工事中の仮設電力、上水道、電話回線、インターネット回線の引込工事、建物内備品の調達、試運転及び運転指導、予備品及び消耗品の調達、その他必要な工事

2－3 性能要件

■建築物の合棟・別棟の区分は、規定しない(民間事業者には、合理的な配置計画の提案を求める。)

■外壁は、景観に配慮しつつシンプルな構造とする。

(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

設備	性能要件
受入れ・供給設備	計量機 3 基、プラットホーム、ごみピット:施設規模の 7 日以上
燃焼設備	ストーカ式焼却炉
燃焼ガス冷却設備	ボイラ方式
排ガス処理設備	減温塔(設置は事業者提案)、ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去装置 薬剤貯留量は平常時分(2 炉運転 1 週間分以上)＋災害時用(1 炉運転 1 週間分以上)
熱回収設備	発電(場内利用、売電)、場内給湯(提案による)、場外熱供給(7.6GJ/h)、エネルギー回収率:場外熱供給を含めず 14%(提案によっては 18%)以上
通風設備	【平衡通風方式】、【煙突の高さ】内筒 59m
灰出し設備	【灰処理】焼却灰:加湿、飛灰:薬剤処理 【貯留搬出】ピットアンドクレーン方式
給水設備	【生活用水】上水、【プラント用】上水 ※災害時においても 1 炉運転で 1 週間程度は運転継続可能な貯留容量とする。
排水処理設備	【生活排水】合併浄化槽処理後放流、【プラント排水】施設内で循環再利用
電気設備	高圧 1 回線受電 ※電気事業者との系統連系はノンファーム型接続(逆潮流電力は最大 1,999kW) 非常用発電機:商用電力喪失時でも1炉立上げ可能な容量
計装制御設備	DCS(分散制御システム)又は PLC による自動制御システム

(2) マテリアルリサイクル推進施設

	性能要件
不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理	高速回転破砕機、粒度選別機、磁選機、アルミ選別機、貯留バンカ 【破砕処理後の寸法】150 mm以下(重量割合で 85%以上) 【選別物の純度及び回収率】 スチール:純度 95%以上、回収率(目標値)90%以上 アルミ：純度 85%以上、回収率(目標値)60%以上
缶処理	破除袋機(必要な場合)、手選別コンベヤ、磁選機、アルミ選別機、圧縮機 【選別物の純度及び回収率】 スチール缶:純度 99%以上、回収率(目標値)90%以上 アルミ缶：純度 98%以上、回収率(目標値)90%以上
ペットボトル処理	破除袋機(必要な場合)、手選別コンベヤ、圧縮梱包機
プラスチック資源処理	破袋機(必要な場合)、手選別コンベヤ、圧縮梱包機
ヤード	受入予備ヤード(ペットボトル、プラスチック資源、拔出物)、成形品ヤード(ペットボトル、プラスチック資源)、資源物ストックヤード(びん、古紙、小型家電、古着、危険・有害ごみ) ※全て屋根付き。古紙、古着のヤードはシャッターも有りとするが、その他は事業者提案とする(ペットボトル、プラスチック資源の予備ヤードには飛散防止措置を施すものとする)。

(3) その他付帯設備

	性能要件
管理棟	組合職員の事務室、研修室、会議室、書庫、給湯室、啓発施設等を設ける。 ※研修室は災害時の一時的な避難場所として開放、区画できるものとする。
駐車場	【組合職員・来客用】駐車台数は普通車 30 台程度(身障者用含む)、大型バス 3 台 【運営事業者用】駐車台数は事業者提案とする

3. 運営事業編

3-1 運営事業に関する基本方針

- (1) 施設の基本性能を発揮させ、適切にごみの処理を行うこと。
- (2) 施設の安全性を確保すること。
- (3) 環境への負荷低減に努めること。
- (4) 施設を安定的に稼働させること。
- (5) 経済性を考慮し、可能な限りコストを抑えて運営管理を行うこと

3-2 運営事業者の業務範囲

運営マニュアル及び運営計画作成・更新	④ 運営事業者は、民間事業者の提案を反映したマニュアルを作成し、本組合の承諾を得る。 【作成マニュアル一覧】 業務実施体制及び連絡体制、受入計量業務マニュアル、運転管理業務マニュアル、資源物等の貯留・搬出管理マニュアル、維持管理業務マニュアル、環境管理業務マニュアル、安全衛生管理マニュアル、安全作業マニュアル、緊急対応マニュアル、事故対応マニュアル、見学者対応マニュアル、住民対応マニュアル、情報管理業務マニュアル、その他業務マニュアル、日報、月報、年報、財務管理の提出要領 ④ 運営事業者は、運営計画書及びこれに基づく年間計画書を作成し、本組合の承諾を得る。
受付・計量業務	④ 計量棟において搬入ごみ及び処理残渣等搬出物の計量を行うとともに、直接搬入ごみの受付及びごみ処理手数料の徴収代行を行う。 ④ 安全かつ円滑に入退場ができるよう、収集車、直接搬入車及び処理残渣等搬出車の誘導を行う。
運転管理業務	【エネルギー回収型一般廃棄物処理施設】: 受入・供給設備、燃烧設備、燃烧ガス冷却設備、排ガス処理設備、灰出し設備、排水処理設備の運転管理 ④ ごみピット内のごみを十分に攪拌し、焼却炉へ投入するごみ質の均一化を図る。 ④ 燃烧設備の運転管理に当たっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行う。 【マテリアルリサイクル推進施設】: 各処理ラインの運転管理及びストックヤードの運転管理 ④ 受入れヤードでのリチウムイオン電池を含む製品等の除去を徹底する。 ④ 処理ラインの監視に気を配り、火災等の未然防止に努め、発災時の早期対応に留意する。
エネルギー利活用業務	④ 処理に伴って発生する熱を効率良く回収して発電を行う。発電した電力を本施設の所内各設備の所要電力として利用し、余剰分は電力会社等に売電する。 ④ 熱の一部を場内各所の給湯などに利用するとともに、外部へ熱を供給するなど、温水が必要な設備に安全かつ安定的に供給を行う。
資源物等の貯留・搬出業務	資源物、処理残渣、処理不適物の保管、管理、積込み、場内運搬及び主灰・飛灰の一般廃棄物最終処分場への運搬
維持管理業務	維持管理計画の適切な履行、点検検査整備、補修・更新、建築物等の保全
環境管理業務	関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な環境管理
安全衛生管理業務	安全衛生の確保・管理、労働安全衛生・作業環境管理
防災管理業務	防災対策、事故対応
情報管理業務	施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の適切な管理
その他関連業務	施設の清掃、植栽管理、除雪、環境維持作業、産業廃棄物の管理、防火管理、施設警備・防犯、住民対応、災害発生時の協力、財務状況の確認・報告

3-3 本施設運営のための人員等

- ④ 運営事業者は、生活水準を維持できる賃金が確保され、年次有給休暇をはじめとした各種休暇の取得がしやすい等の良質な雇用条件のもとに人員を確保し、本施設の運営を行う。なお、複数の処理施設からなる本施設では、安全で安定的運営に支障のない範囲で各施設稼働状況に応じ施設間での配置人員の兼務等効率的な人員配置とする。
- ④ 施設運営のための人員には、有資格者が含まれるものとし、運営事業者はその必要人数を責任もって確保する。本施設の運営にあたり、地元の雇用促進に配慮する。

3-4 運営時のユーティリティ

- (1) 電気
施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金は、運営事業者の負担とする。発電した電力の余剰分は電力会社等に売電し、売電収益は組合の収入とする。
- (2) 電気以外のユーティリティ
建設用地において、本施設の運営時に必要となる電気以外のユーティリティは、運営事業者が自ら調達するものとする。なお、調達費用は運営事業者の負担とする。

3-5 防災対策及び事故対応

- (1) 運営事業者における防災対策業務
 - ④ 対象施設全体の防災に努め、緊急時には人身の安全を確保する。
 - ④ 環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。
 - ④ 人身の安全確保、施設の安全停止や復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し必要に応じて改善する。
 - ④ 台風・大雨等の警報発表時、地震、火災、事故などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び本組合等への連絡体制を整備する。
 - ④ 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するよう、定期的に防災訓練等を行う。
- (2) 運営事業者における事故対応
 - ④ 事故等の対応方法において、施設の計画時点において想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、組合と協議を行う。また、適切な対応が行えるよう、教育・訓練を定期的に行い、本組合に報告する。
 - ④ 事故が発生した場合、運営事業者は事故対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告する。また、報告後速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に報告する。

【災害発生時の協力】

- ④ 災害発生時には避難者のために、組合が開放する諸室以外に、工場棟のシャワー室・洗濯設備等を開放する。
- ④ 震災その他不測の事態により、計画処理量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力する。(処理に係る費用は組合負担)

3-6 運営モニタリング

- (1) 運営事業者によるモニタリング
運営事業者は、要求水準書等の履行及び事業契約の履行状況についてセルフモニタリングを行う。
- (2) 組合によるモニタリング
本組合は本施設に係る事項(財務状況、運営管理状況、周辺環境)のモニタリングを実施する。

新最終処分場の整備等に関する 住民説明会

(第12回)

日時 令和7年1月19日(日) 13:30~15:00

場所 マリアージュ



一関地区広域行政組合

1

本日の説明内容

- (1) 生活環境影響調査結果について
- (2) 施設の概要について



2



【説明内容】

1. はじめに
2. 生活環境影響調査とは
3. 生活環境影響調査の項目
4. 現況調査
5. 影響予測、評価
6. 環境配慮事項
7. 生活環境影響調査のまとめ
8. 生活環境影響調査書の縦覧について
9. 意見書の提出方法について

3

1. はじめに

- 一関地区広域行政組合では、平成10年3月に竣工した舞川清掃センター及び昭和58年3月に竣工した東山清掃センターにおいて焼却残渣などの最終処分を行っています。
- いずれの最終処分場も埋立容量が少なくなっており、新たな施設の整備が必要となっていることから、現在の最終処分場に代わる新たな一般廃棄物最終処分場を整備することとしました。
- 最終処分場の設置に当たり、生活環境の保全に十分に配慮しながら進めるために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基き、生活環境影響調査を実施しました。

4

【事業の概要】

施設の名称	(仮称) 新一般廃棄物最終処分場
設置場所	岩手県一関市千厩町千厩字北ノ沢地内
事業の種類	一般廃棄物最終処分場
埋立対象物	焼却残渣、不燃残渣及び不燃物
構造形式	オープン型
埋立面積	約1.96ha
埋立容量	126,800m ³ (廃棄物：95,100m ³ 、覆土量：31,700m ³)
浸出水処理水の放流先	北ノ沢川

5

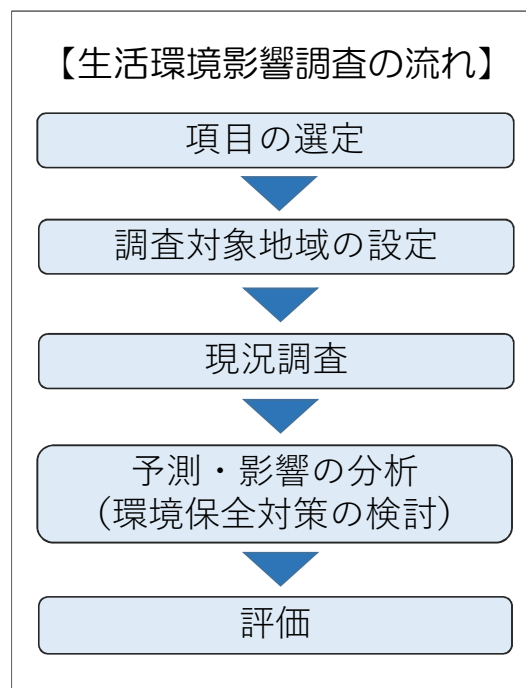
■ 事業範囲



6

2. 生活環境影響調査とは

- 生活環境影響調査は、施設の設置者が、**周辺の生活環境へ及ぼす影響について、事前に現況調査・予測・評価を行い、生活環境に支障が生じないことを確認するものです。**
- 生活環境影響調査の方法等については環境省の「**廃棄物処理施設生活環境影響調査指針**」で定められており、本事業もこの内容に準拠して調査を行いました。



7

3. 生活環境影響調査の項目

- 生活環境影響調査を実施する項目について、指針の中では、事業ごとに影響の生じる可能性のある内容を整理しています。
- 本調査では、**最終処分場で推奨される項目を全て実施**しました。

表：選定した生活環境影響調査項目

生活環境影響調査項目			生活環境影響要因	施設から浸出水処理設備からの放流水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出水処理設備）の稼働	埋立作業	施設からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
調査事項	大気環境	大気質	粉じん				○		
			二酸化窒素 (NO ₂)						○
			浮遊粒子状物質 (SPM)						○
		騒音	騒音レベル			○	○		○
		振動	振動レベル			○	○		○
		臭気 (悪臭)	特定悪臭物質 (22物質) 臭気指数 (臭気濃度)					○	
	水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○					
			ダイオキシン類	○					
			浮遊物質 (SS)	○					
		地下水	地下水の流れ		○				

8

4. 現況調査

地域の環境の状況や、予測の計算条件を把握するために、
令和5年12月～令和6年11月にかけて現況調査を実施しました。

表：現況調査の実施内容

項目	調査項目	調査地点	調査時期
大気質	粉じん（降下ばいじん）	1地点： 埋立地内	春、夏、秋、冬（各1ヶ月）
	気象（風向・風速）	1地点： 埋立地内	通年観測
	浮遊粒子状物質、二酸化窒素	1地点： 運搬ルート沿い	冬（1週間）
騒音	環境騒音	5地点： 周辺の集落等	秋（平日の3日間）
	道路交通騒音、交通量	1地点： 運搬ルート沿い	
振動	環境振動	5地点： 周辺の集落等	秋（平日の3日間）
	道路交通振動、地盤卓越振動	1地点： 運搬ルート沿い	
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	2地点： 埋立地、現行施設	夏
水質	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量	2地点： 北ノ沢川、千厩川	低水量時、豊水量時
地下水	地下水質項目、環境基準項目、ダイオキシン類、地下水位	2地点： 事業実施区域内（上流、下流）	低水量時、豊水量時



騒音調査



悪臭調査（現行施設）



水質調査

9

【現況調査の結果】

- 現況調査の結果、大気質、振動、悪臭、水質、地下水に大きな環境上の問題は確認されませんでした。
- ただし、市道構井田鳥羽線沿いの騒音については、現状で環境基準を超過となっていました。

表：現況調査の結果概要(1)

項目	調査項目	調査結果の概要
大気質	粉じん（降下ばいじん）	最大季節時（春季）で、敷地境界で $1.2\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$ と低い値となった
	気象（風向・風速）	谷地形に沿って風が流れやすく、年間で西北西からの風が卓越
	浮遊粒子状物質、二酸化窒素	道路沿道の濃度は、環境基準と比較して非常に低い値となった
騒音	環境騒音	周辺5地点での調査結果は、昼間34～46dB、夜間29～37dBであり、全地点で環境基準を満たした
	道路交通騒音、交通量	道路沿道の騒音レベルは、昼間61dB、夜間52dBであり、環境基準を上回りました。（環境基準は、昼間55dB、夜間45dB）

10

【現況調査の結果】

表：現況調査の結果概要(2)

項目	調査項目	調査結果の概要
振動	環境振動	周辺5地点の全地点で、昼夜ともに25dB未満と低い値となった
	道路交通振動、地盤卓越振動	道路沿道の振動レベルは、昼間28dB、夜間25dB未満であり、要請限度値を満たした
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	予定地及び現行の最終処分場における臭気は、いずれも参考目標とした規制基準を全項目で満たした
水質	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量	北の沢側川では溶存酸素量、千厩川では大腸菌数の値が環境基準を超過したが、それ以外は環境基準を満たした
地下水	地下水質項目、環境基準項目、ダイオキシン類、地下水位	事業地内の地下水は、地形的な勾配に沿って流下していた。埋立地の下流側での井戸利用はない

11

5. 影響予測、評価

- 以下の9つの事項の環境影響について予測を実施しました。
- 予測は、現在の施設計画や現地調査で得られた諸条件をもとに、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に記載の手法や計算式により行いました。

表：予測内容

項目	予測項目
大気質、騒音、振動	①埋立作業による紛じん
	②施設の稼働による騒音レベル
	③施設の稼働による振動レベル
	④廃棄物運搬車両の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	⑤廃棄物運搬車両の走行による騒音
	⑥廃棄物運搬車両の走行による振動
悪臭	⑦施設（埋立地）からの臭気の発生
水質	⑧浸出水処理施設からの処理水の放流
地下水	⑨最終処分場の存在による地下水の流れ

12

【①埋立作業による粉じんの予測結果・評価結果】

【予測の方法】

既存文献から得た埋立作業中に伴い発生する粉じん量について、現況調査で把握した風条件を用いて、周辺にどの程度拡散するかを、指針等に基づく計算式から算出しました。

【予測結果、評価結果】

- ・季節別降下ばいじん量は、**最大季節時でも 9.3g/m²/月**となりました。
- ・参考目標とした10g/m²/月以下となり、**基準又は目標との整合性は図られていると評価**しました。

表：予測結果、評価結果

地点	季節別降下ばいじん量 (g/m ² /月)				環境保全 目標 (参考値)	評価
	春季	夏季	秋季	冬季		
敷地境界 (東側)	4.1	2.8	9.3	4.4	10g/m ² /月	○
最寄り住宅地付近 (北側)	0	0	0	0		○
最寄り住宅地付近 (東側)	1.0	0.6	4.2	0.9		○
最寄り住宅地付近 (西側)	0	0	0	0		○
木六地区公民館付近	0	0	0	0		○
千厩高校付近	0	0	0	0		○

参考値は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」におけるスパイクタイヤ粉じんに関する指標値 (20g/m²/月) を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法 (平成24年度版)」(平成25年3月、国土技術政策総合研究所) において参考値として提案している10g/m²/月を用いた。

13

【②施設の稼働による騒音レベルの予測結果・評価結果】

【予測の方法】

廃棄物の埋立時に用いる重機や、騒音の発生源となり得る浸出水処理施設内の機器を配置した際の、敷地境界や周辺の保全対象に与える騒音レベルを、指針等に基づく計算式から算出しました。

【予測結果、評価結果】

- ・施設稼働に係る騒音は、**最も影響を受ける事業地敷地境界 (東側) で47dB**となりました。
- ・住居では、最大となった**最寄り住宅地付近 (東側) で46dB**となりました。
- ・敷地境界における規制基準や、周辺住居における環境基準を下回っており、**基準との整合は図られていると評価**しました。

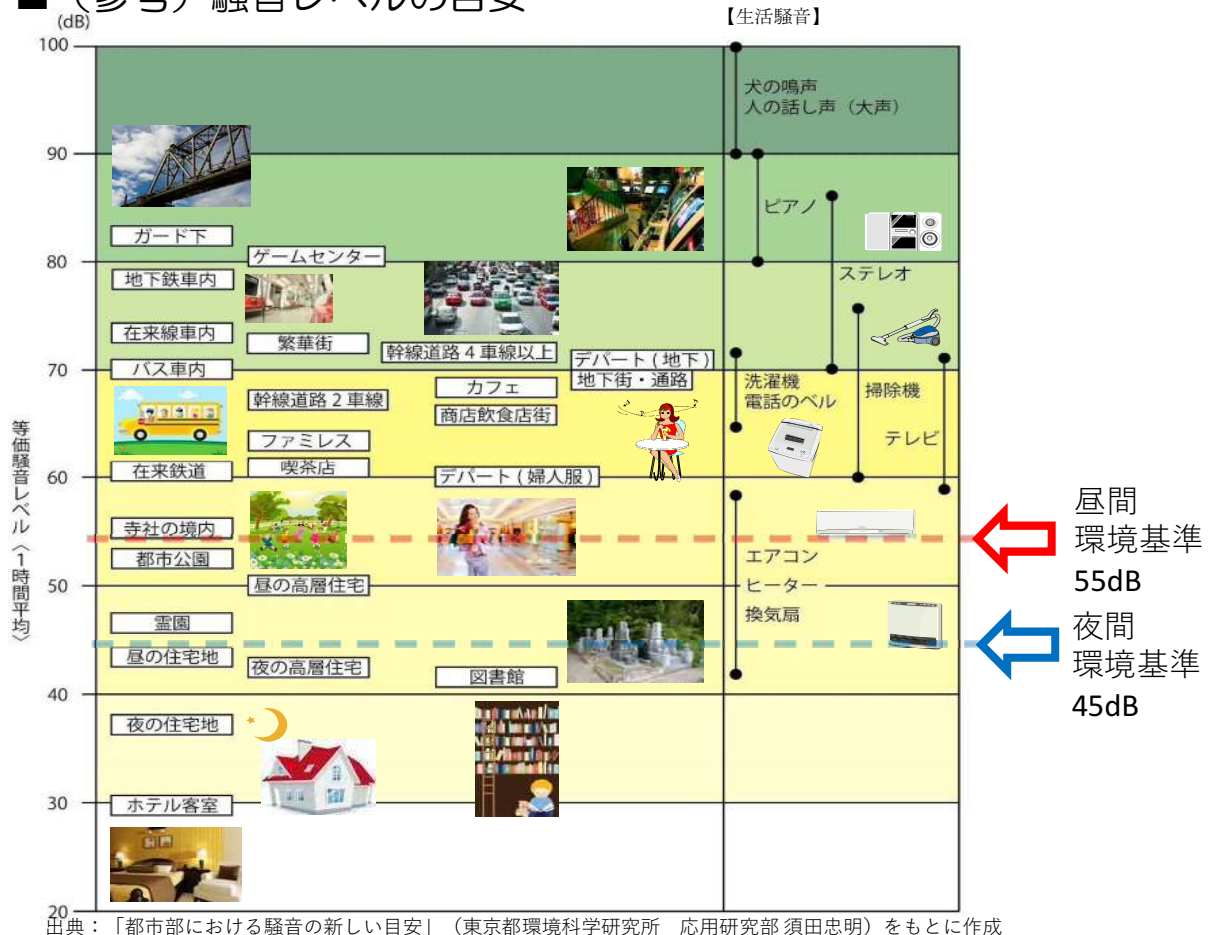
表：予測結果、評価結果

地点	騒音レベル (単位: dB)		環境保全目標 (規制基準又は環境基準)	評価
	昼間	夜間		
事業地敷地境界 (東側)	47	—	(規制基準) 昼間 (8時~18時): 65dB以下	○
最寄り住宅地付近 (北側)	41 (17.4)	37	(環境基準) 昼間 (6時~22時): 55dB 夜間 (22時~6時): 45dB	○
最寄り住宅地付近 (東側)	46 (31.1)	33		○
最寄り住宅地付近 (西側)	42 (29.8)	30		○
木六地区公民館付近	43 (13.9)	34		○
千厩高校付近	35 (18.3)	30		○

※ () は施設の稼働による寄与値を表す。

14

■（参考）騒音レベルの目安



15

【③施設の稼働による振動レベルの予測結果・評価結果】

【予測の方法】

廃棄物の埋立時に用いる重機や、騒音の発生源となり得る浸出水処理施設内の機器を配置した際の、敷地境界や周辺の保全対象に与える振動レベルを、指針等に基づく計算式から算出しました。

【予測結果、評価結果】

- 施設稼働に係る振動は、最も影響を受ける事業地敷地境界（東側）で46dBとなりました。
- 住居では、最大となった最寄り住宅地付近（東側）で31dBとなりました。
- 敷地境界における規制基準や、目標とした参考値以下となり、基準又は目標との整合は図られていると評価しました。

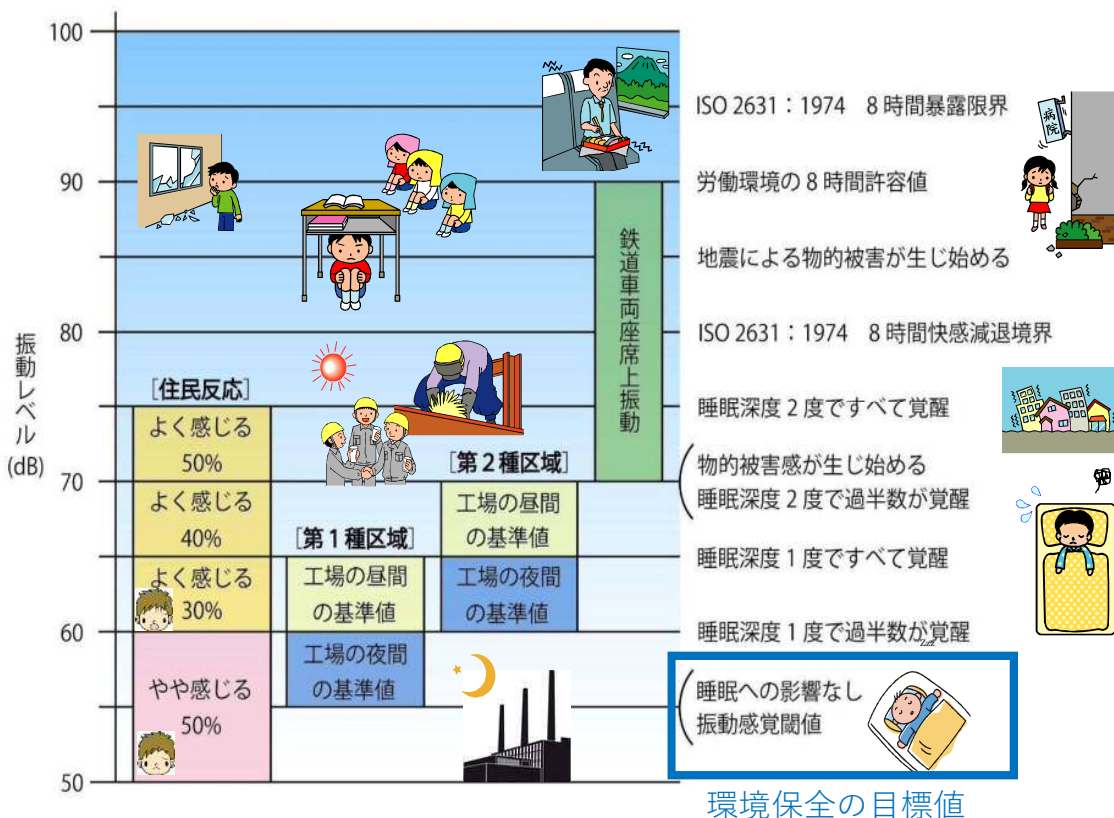
表：予測結果、評価結果

地点	振動レベル (単位：dB)		環境保全目標 (規制基準又は環境基準)	評価
	昼間	夜間		
事業地敷地境界（東側）	46	—	(規制基準) 昼間（6時～21時）：65dB以下	○
最寄り住宅地付近（北側）	<25	<25	(参考値) 人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値 ：55dB以下	○
最寄り住宅地付近（東側）	31 (29.3)	<25		○
最寄り住宅地付近（西側）	<25	<25		○
木六地区公民館付近	<25	<25		○
千厩高校付近	<25	<25		○

※（ ）は施設の稼働による寄与値を表す。

16

■（参考）振動レベルの目安



出典：「新・公害防止の技術と法規」（公害防止の技術と法規 編集委員会 編）をもとに作成

17

【④廃棄物運搬車両の走行による 二酸化窒素・浮遊粒子状物質の予測結果・評価結果】

【予測の方法】

廃棄物運搬車両の1日あたりの運行台数（廃棄物運搬車両5台、管理用の一般車4台）が走行した際に排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質について、現況調査で把握した風条件を用い、周辺に拡散する濃度を指針等に基づく計算式から算出しました。

【予測結果、評価結果】

- 車両運行時の二酸化窒素の日平均値（年間98%値）は0.013ppm、浮遊粒子状物質の日平均値（年間2%除外値）は0.024ppmとなりました。
- 目標とした環境基準よりも低い値となり、基準との整合は図られていると評価しました。

表：予測結果、評価結果

運搬ルート沿道 （千厩森林事務所付近）	予測濃度 （単位：ppm/日）	環境保全目標 （環境基準）	評価
二酸化窒素	0.013	0.04～0.06までのゾーン内またはそれ以下	○
浮遊粒子状物質	0.024	0.10以下	○

18

【⑤廃棄物運搬車両の走行による騒音の予測結果・評価結果】

【予測の方法】

1日あたりの運行台数（廃棄物運搬車両5台、管理用の一般車4台）が走行した際の、道路沿道の騒音レベルを、指針に基づく予測式（ASJモデル）より算出しました。

【予測結果、評価結果】

- 車両運行時の沿道の騒音レベルは61.4dBとなりました。
（このうち、廃棄物運搬車両の影響は0.3dBと僅かである）
- 廃棄物運搬車両による負荷量は0.3dBと僅かなことから、目標との整合は図られていると評価しました。

表：予測結果、評価結果

地点	騒音レベル (単位：dB)	環境保全目標	評価
運搬ルート沿道 (千厩森林事務所付近)	昼間：61.4dB (運搬車両の走行による 増加分は0.3dB)	現況値である61dBを著しく悪化させないこと ※現状で既に環境基準（昼間55dB以下）を上 回っているため、現況値から著しく悪化さ せないことを目標とした	○

19

【⑥廃棄物運搬車両の走行による振動の予測結果・評価結果】

【予測の方法】

廃棄物運搬車両の1日あたりの運行台数（廃棄物運搬車両5台、管理用の一般車4台）が走行した際の、道路沿道の振動レベルを、指針に基づく計算式より算出しました。

【予測結果、評価結果】

- 車両運行時の振動レベルは31dBとなりました。
- 目標とした基準または参考値以下であり、基準又は目標との整合は図られていると評価しました。

表：予測結果、評価結果

地点	振動レベル (単位：dB)	環境保全目標	評価
運搬ルート沿道 (千厩森林事務所付近)	昼間：31.1dB (このうち、運搬車両の走 行による増加分は2.8dB)	(要請限度) 昼間(7時～20時)：65dB以下 (参考目標) 人が振動を感じ始めるとされる 感覚閾値：55dB以下	○

20

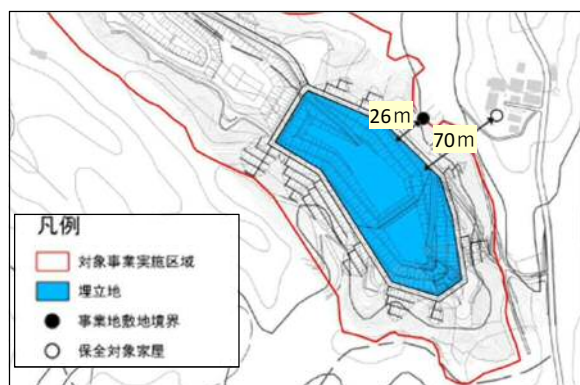
【⑦施設(埋立地)からの臭気の発生の予測結果・評価結果】

【予測の方法】

舞川最終処分場（供用中の現行施設）の臭気の確認状況をもとに、新最終処分場が稼働した後の近隣の臭気発生状況を、施設からの距離を踏まえて定性的に予測しました。

【予測結果、評価結果】

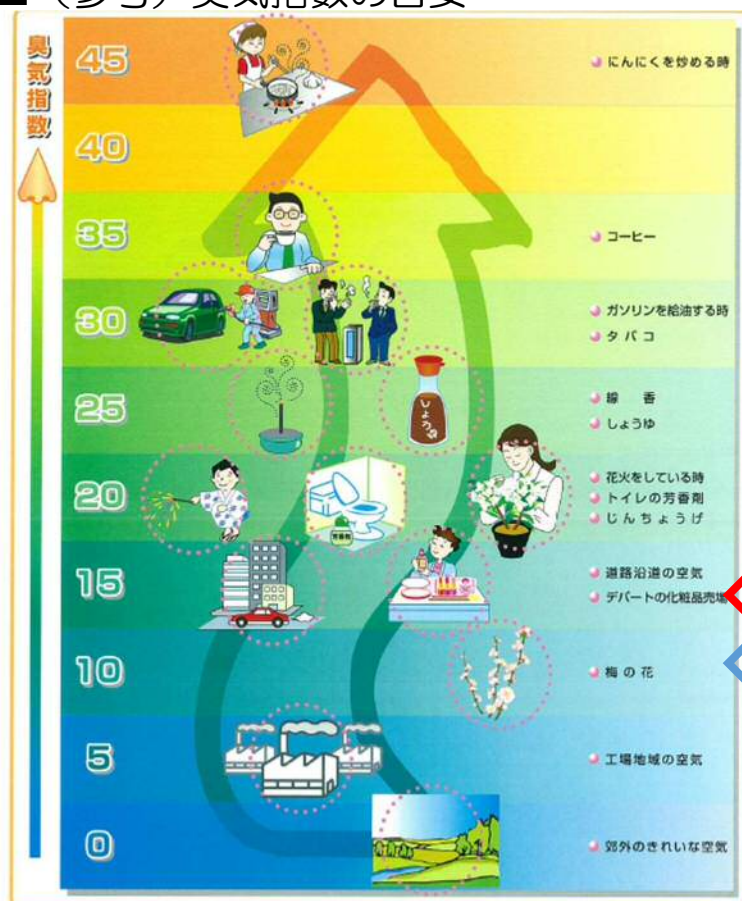
- 現行施設の埋立地境界(0m)で測定した結果、規制基準や臭気指数(10以下)を満たしました。
- 新最終処分場の埋立地からの距離は、最も近い敷地境界まで26m、保全対象の住宅地付近まで70m離れており、現行施設の測定結果よりも値は低くなると考えられます。
- 目標とした敷地境界での悪臭防止法の規制基準を満たすことから、基準との整合は図られていると評価しました。



図：最寄敷地境界及び保全対象家屋までの距離

21

■（参考）臭気指数の目安



岩手県規制基準
(一関市は対象外)

敷地境界(工業地域):15

敷地境界(工業地域以外):12

出典：「にょいの評価パンフレット」（環境省）

22

【⑧浸出水処理施設からの処理水の放流による水質の予測結果・評価結果】

【予測の方法】

浸出水処理施設からの処理水が混ざった時の北ノ沢川、千厩川の水質の変化を、指針等に基づく方法（合理式）により算出しました。

【予測結果、評価結果】

- 水量が少ない時期であっても、北ノ沢川、合流後の千厩川ともに、BOD、浮遊物質、ダイオキシン類の環境基準を満たしました。
- 目標とした基準以下となり、基準との整合は図られていると評価しました。

表：予測結果、評価結果

河川	項目	予測濃度 (低水量時)	環境保全目標 (環境基準 A類型)	評価
北ノ沢川	生物化学的酸素要求量(BOD)	1.3mg/L	2.0mg/L	○
	浮遊物質	2.3mg/L	25mg/L	○
	ダイオキシン類	0.47pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	○
千厩川	生物化学的酸素要求量(BOD)	1.0mg/L	2.0mg/L	○
	浮遊物質	1.1mg/L	25mg/L	○
	ダイオキシン類	0.066pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	○

23

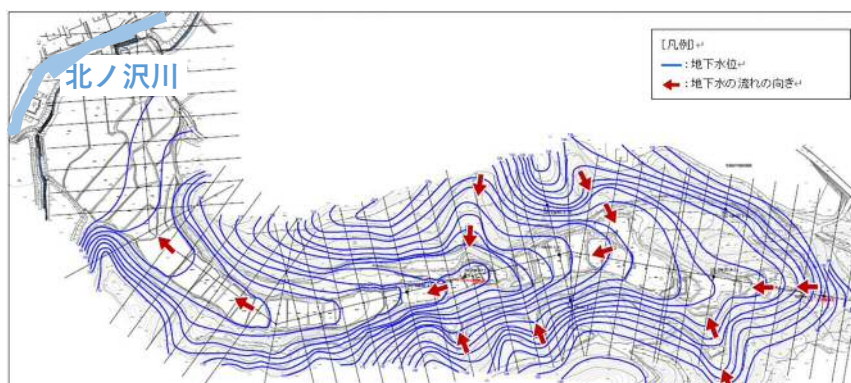
【⑨最終処分場の存在による地下水の流れの予測結果・評価結果】

【予測の方法】

新最終処分場の造成計画を確認し、事業地内の地質や地下水位の高さと重ね合わせて、最終処分場の存在が、下流側の地下水の水位及び流動状況に影響を及ぼすかどうかを予測しました。

【予測結果、評価結果】

- ボーリング調査より、地下水は、地形的な勾配に沿って北ノ沢川方向に流下していることが分かりました。
- 事業実施区域の下流側には井戸利用は確認されておりません。



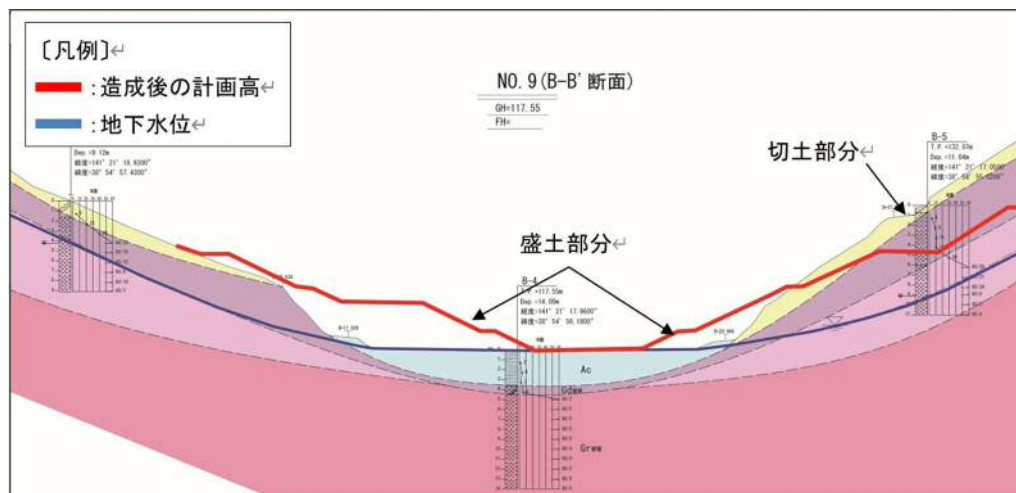
図：地下水の流下方向

24

【⑨最終処分場の存在による地下水の流れの予測結果・評価結果】

【予測結果、評価結果】

- ・本事業では、法面施工箇所の切土工や、埋立地での表層の掘削が生じますが、法面の切土については、地下水位面よりも上部となります。また、掘削は表層の一部のみであり、透水性の高い層の改変はありません。
- ・目標とした「地下水の水位及び流動状況に影響を及ぼさないこと」との整合は図られていると評価しました。



図：最終処分場の設置と地下水の関係（横断面図）

25

6. 環境配慮事項

- 周辺への環境影響は低いものと予測されておりますが、さらなる環境への配慮のため、本事業では、以下の環境配慮事項を実施しながら進めてまいります。

表：本事業における環境配慮事項

項目	環境配慮事項	
大気質、騒音、振動	埋立時の粉じん等	・埋立区域への散水の実施 ・排ガス対策機械の使用 ・廃棄物運搬車両の出口でのタイヤ洗浄 ・埋立地周囲のネットフェンスの設置 ・日常の管理作業で飛散物を取り除く
	埋立時の騒音・振動	・低騒音型重機の使用 ・低振動型重機の使用
	廃棄物運搬車両の走行	・車両運行時間の分散化 ・廃棄物運搬車両の点検・整備 ・廃棄物運搬車両の適正な走行速度の指導
悪臭		・準好気性埋立構造の維持による臭気の発生抑制 ・廃棄物運搬車両の出口でのタイヤ洗浄 ・即日覆土の実施
水質		・浸出水処理施設の適正な運転管理 ・定期的な水質検査の実施
地下水		・地下水位のモニタリングによる異常の早期発見

26

7. 生活環境影響調査のまとめ

- 環境影響調査を実施した各項目とも事業の実施による影響の回避又は低減に係る対策は適切であり、かつ施設の稼働後も生活環境の保全目標を達成すると評価しました。
- 本事業の実施に当たって、予測されない影響が生じた場合及びその恐れが予想された場合は速やかに対策を講じ、周辺環境に影響が生じることがないように配慮を行います。

27

8. 生活環境影響調査書の縦覧について

縦覧期間 令和7年1月6日（月）

～令和7年2月5日（水）

縦覧場所 一関地区広域行政組合 総務管理課

一関市役所千厩支所 市民福祉課

※上記縦覧場所のほか、組合ホームページでも公開しています。

28

9. 意見書の提出方法について

提出期限 令和7年2月19日（水）（消印有効）

提出方法 縦覧場所の意見書箱へ投函、郵送、FAX、メール

提出先 一関地区広域行政組合総務管理課宛

住所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

FAX：0191-31-3224

メール：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

提出様式 任意

- ・提出される方は、住所、氏名、施設の名称、意見を記載ください。

29

(2) 施設の概要について



- 事業概要
- 災害等に関する安全性について
- 今後の予定

30

■ 事業概要イメージ(1+2期)



31

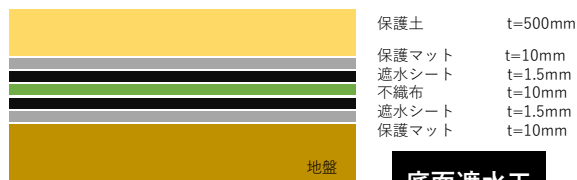
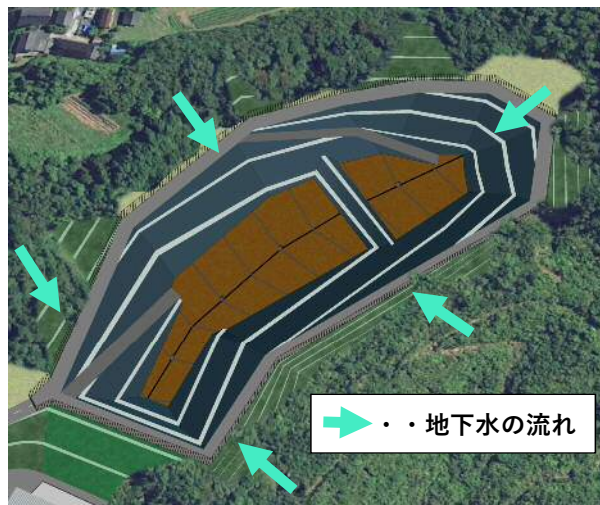
■ 事業概要(新一般廃棄物最終処分場)

項目	内容	補足
埋立地 規模	全体規模 126,800m³ 1期 80,600m³ 2期 46,200m³	埋立期間は 25年 1期 15年 2期 10年
埋立対象	一般廃棄物（焼却残渣、不燃残渣及び不燃物）	
構造形式	オープン型	
浸出水 処理施設	処理規模 100m³/日 ⇒ 135m³/日 浸出水調整槽 1,400m³ ⇒ 2,000m³	基本設計において千厩気象観測所過去30年（1992～2021）の気象データのほか、年間降水量が最大の年である1991年を加えた31年間のデータを基に水収支計算を行い規模を算出。 実施設計により内容を精査し、より安全に処理を行えるよう修正しました。
緩衝 緑地帯	生活圏からの景観に配慮し、緑地帯や植林などを検討します。	今後、地域住民の皆様と意見交換させていただきながら進めて参ります。

■ 災害等に関する安全性について

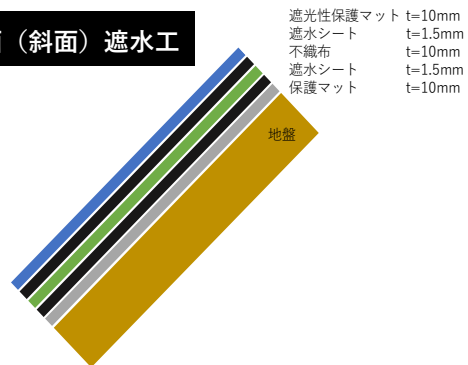
・埋立地内の構造について

Q：漏水し、井戸水などに影響があるのではないか。

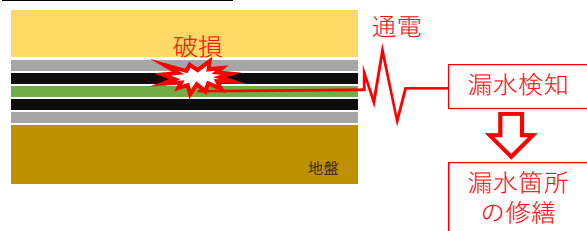


底面遮水工

法面（斜面）遮水工



漏水検知システム



33

■ 災害に関する安全性について

・埋立地内の構造について（廃止について）

Q：埋立完了した後、ごみが埋まったままになるのは危険ではないか。

埋立完了後、**排出される水質等の調査を実施**し、排出される水質が安定化したことを確認するため、水処理を続けながら管理します。

2年間連続で安定した数値が報告され続けるまで調査を実施し、その間は適切に管理の上、水処理を継続します。

上記事項がクリアされ、廃止の手続きとなります。



34

■ 災害等に関する安全性について

・土砂災害への対策について

Q：土砂災害によって施設全体が崩れて流されないか。



現在、岩手県にて進めている、
『新たな「土砂災害が発生する
おそれのある箇所」の公表箇所』
(図は該当箇所イメージ)

について、浸出水処理施設及び埋立地、
防災調整池を整備する予定の範囲が含ま
れていることから、令和6年中に県土砂
法担当部局に相談したところ、以下のと
おり回答がありました。

「計画どおり適正に建設されれば、
土砂災害警戒区域の指定要件を満た
さないと考えられる」(県担当部局)



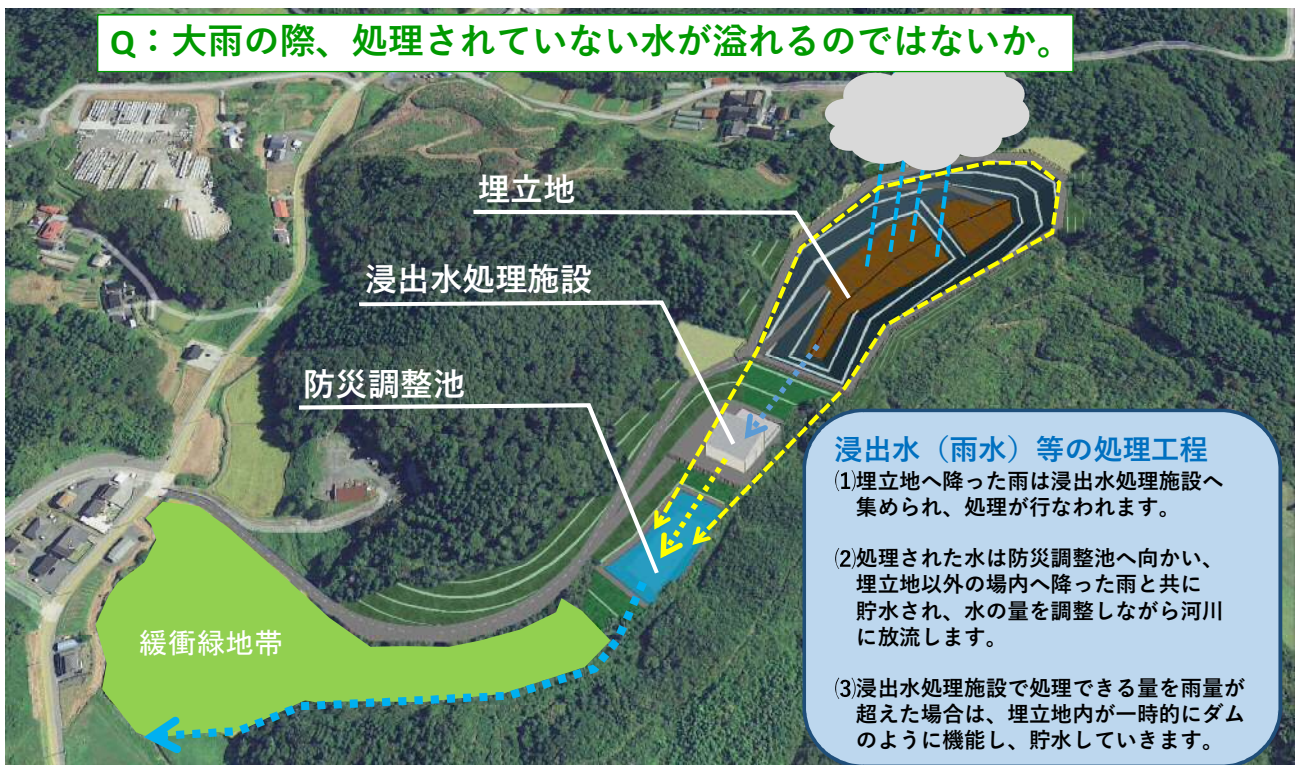
組合としては、土砂災害警戒区
域には該当しないものと考えて
おり、さらに施設が出来ること
で現状よりも災害の危険性が低
減されるものと考えています。

35

■ 災害等に関する安全性について

・浸出水(雨水)等の流れについて

Q：大雨の際、処理されていない水が溢れるのではないか。



浸出水(雨水)等の処理工程

- (1) 埋立地へ降った雨は浸出水処理施設へ
集められ、処理が行なわれます。
- (2) 処理された水は防災調整池へ向かい、
埋立地以外の場内へ降った雨と共に
貯水され、水の量を調整しながら河川
に放流します。
- (3) 浸出水処理施設で処理できる量を雨量が
超えた場合は、埋立地内が一時的にダム
のように機能し、貯水していきます。

36

- 災害等に関する安全性について
 - ・浸出水(雨水)等に対する能力について



37

■ 今後の予定

令和6年10月開催の一関地区広域行政組合議会において、用地取得議案が可決されたことから、今後は「建設予定地」として進めることとなりました。

工事等については、立木伐採、文化財調査などを行い、順次工事等を進める予定としております。

施設関係

- ・造成工事
- ・浸出水処理施設工事

1期埋立地の
工事を実施

周辺関係

- ・緩衝緑地帯の活用
- ・施設の運営など

地域住民の
皆様と意見交換

38

ご清聴ありがとうございました。



一般廃棄物最終処分場整備スケジュール

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①土地取得							
②生活環境影響調査	★ 説明会の開催（調査内容）（R5.9） (★ Explanation meeting (survey content) (R5.9))						
③建設工事							
④稼働開始時期					★ R9年度末	-----→	★ R11年度当初

【令和7年度実施事業】

- ・ 立木伐採…………敷地の造成範囲内の立木伐採を行う。
- ・ 設置届の提出…………廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、一般廃棄物処理施設の設置届を県へ提出
- ・ 文化財調査…………文化財法に基づき、工事着手前の発掘調査を行う。
- ・ 緩衝緑地帯測量設計…緩衝緑地帯の活用方針により整備のための測量設計を行う。

コンテナ等回収実証事業実績報告書（概要）

一関地区広域行政組合

（コンテナ等回収実証事業）

一関地区広域行政組合が実施するこの事業は、一関市、平泉町及び衛生関係団体（一関市公衆衛生組合連合会）と連携して、「指定ごみ袋を使用しない資源ごみの収集方法」を検討するため、コンテナ等による資源ごみの回収を集積所や拠点回収で試行的に実施し、具体化に向けた課題や問題点の実証検証を行うものとする。

（事業の目的）

コンテナ回収は、集積所等に設置されたコンテナやネットにより資源ごみを回収することにより、ごみを出される方の指定ごみ袋の消費を減らしていくことで、個々の負担の軽減を図っていくことが、収集方法の見直しの検討を行う目的である。

コンテナ回収の実施には、設置コスト、保管設置スペース、出し方及び回収方法など様々な点で改善すべき課題や問題点の発生が見込まれることから、この事業を通して得られた課題や処理実績などの実証結果を、将来的な組合の収集方法の検討や判断材料として活用していく。

（事業の実施状況）

一関市・平泉町内のごみ集積所 9 箇所と公共施設 2 箇所の 11 箇所で令和 6 年 10 月から 12 月までの 3 ヶ月間コンテナによる資源ごみの回収を実施した。

実施したごみ集積所は、広報やホームページによる公募と関係団体の推薦により参加いただくごみ集積所を募り、実施決定した集積所及び公共施設の拠点回収場所にコンテナとネットを設置し、既存のごみ収集のカレンダーに合わせて、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「びん」、「缶」の 4 種類の資源ごみを次の出し方で収集を行った。

【事業参加団体、参加集積所及び拠点回収場所】

（公共施設拠点回収）2 箇所 一関市役所本庁、一関市役所藤沢支所

（集積所回収）公募応募 1 団体 3 箇所、団体推薦 5 団体 6 箇所 （決定 9 団体・選定率 100%）

一関地域：関が丘 5 区公衆衛生組合 2 ヶ所、水口区公衆衛生組合

花泉地域：四日市場公衆衛生組合、奈良坂日向（花泉 8-2 区衛生組合）

大東地域：長者自治会 3 ヶ所

平泉町：平泉町 17 区

（回収器具）

7～8 月に実施した実施前収集量調査から、期間内の指定ごみ袋の種類・個数から排出された最大実績容量を算定し、その容量を充足するコンテナ・ネットの個数で器具設置した。（一部予備追加設置）

- ・コンテナ容量 68.8L 0.0688 m³（外寸 619×429×319mm）
- ・ネット容量 340L 0.34 m³（外寸 900×540×700mm ※展開時）
- ・指定ごみ袋大容量 45L 0.045 m³

(回収器具の設置経費) **※表 2 : 回収器具の設置経費** (交換回収用のコンテナ・ネットを除く設置分)

回収場所 (以下・略称表記)	世帯数	コンテナ	自立式ネット	防風ネット	固定具等	合計	設置概数面積
①市役所本庁	－	37,488	56,133	2,508	35,076	131,205	4.2 m ²
②市役所藤沢支所	－	37,488	48,114	2,508	33,179	121,289	4.2 m ²
③花泉・四日市場	27	30,459	32,076	2,508	26,095	91,138	4.2 m ²
④花泉・奈良坂日向	18	9,372	32,076	2,508	15,304	59,260	2.2 m ²
⑤大東・長者.1	11	9,372	32,076	2,508	21,008	64,964	2.2 m ²
⑥大東・長者.2	7	9,372	32,076	2,508	21,006	64,962	2.2 m ²
⑦大東・長者.3	7	9,372	32,076	2,508	21,006	64,962	2.2 m ²
⑧一関・関が丘.1	30	11,715	40,095	2,508	18,791	73,109	2.2 m ²
⑨一関・関が丘.2	30	23,430	56,133	2,508	27,184	109,255	2.2 m ²
⑩一関・水口区	56	25,773	56,133	2,508	28,383	112,797	3.0 m ²
⑪平泉・平泉17区	10	9,372	16,038	2,508	14,102	42,020	3.0 m ²
合計	196	213,213	433,026	27,588	261,134	934,961	2.2 m ²

(事業・出し方の変更の周知について)

【集積所回収周知】

- ・参加団体の代表に、集積所回収用チラシを送付し、利用者に配布を依頼。(全団体)
- ・要望のあった団体に現地住民説明会実施 3 団体 (各団体に実施要望を聴取)
- ・看板による周知
- ・既存集積所入口に案内掲示

【公共施設拠点回収周知】

- ・9月広報、1月広報配布時に周辺行政区に拠点回収用チラシを送付し、班回覧を依頼。
- ・看板による周知

【各団体の反応】

事業開始後に、集積所回収についての電話問い合わせはなく、回収実績では一部に回収日と違う曜日に出されたり、指定ごみ袋で出された例もあったが、おおむねコンテナ等に想定通りの出し方でごみが出されており、比較的スムーズに出し方の移行ができた。

(回収実績について)

【平均回収時間】

指定ごみ袋の場合の平均的な回収時間が1か所当たり5分未満に比べ、コンテナ等回収の場合回収作業で2～3倍以上の時間を要した。

時間がかかった要因としては、コンテナ・ネットの入替式で器具ごと回収したが、スタンド式ネットのネット脱着に時間を要し、とりわけプラスチック製容器包装などを飛散しないように回収するのは、指定ごみ袋の回収に比べ作業的・時間的に負荷が大きかった。

【資源ごみの回収量について】

排出容量換算で比較して、事前の回収量調査に比べ、回収量は上回った。

理由としては、事前周知などによる分別 PR の効果や、コンテナ等回収の場合指定袋の容量の制限なく量の多少にかかわらず直接出せるので、少ない量でもこまめに排出するということが考えられる。

- ・ 事前調査全体排出容量 22.75 m³
- ・ 実施各月全体排出容量 10 月 38.68 m³、11 月 36.57 m³、12 月 35.85 m³

【違反ごみの傾向について】

不適物の混入は若干あったが、ごく少量に限られていたため、おおむね分別自体は守られていたが、収集日以外の日に出したり、指定袋のまま集積所に出す例がみられた。

出し方の周知や曜日限定しない回収など実施の際の方法に検討の余地がみられた。

【回収作業状況】

回収時に負担が大きいのがスタンド式ネットの取り換え作業で、回収時間の短縮や負担軽減のためには回収方法の検討が必要とされる。コンテナについては、作業的には問題なかったが、器具の入替式より、ごみだけを回収する方式の方が効率的との意見を、回収にあたった業者より提案を受けた。

プラスチック製容器包装のネットでの回収は飛散しないよう作業となるため作業負荷が大きく、指定ごみ袋のほうの小分けに梱包されているため回収が容易であるとのこと。

雨天・荒天時にネットに雨水や落ち葉などが付着し、作業時の衣類への付着を余儀なくされる。これは、利用者にとっても同じで、今回露天保管としたが、軒下や屋内保管の検討も必要とされた。

【散乱状況】

今回のコンテナ等保管方式では、回収器具の散乱はなく、出されたごみの散乱もほとんどなかった。

【指定ごみ袋換算】

今回の容量から換算した指定ごみ袋（大）の枚数相当が、可燃残さの軽減量となった。

また、集積所全体のごみ袋消費は 64,194 円相当が軽減された。

- ・ 令和 5 年度可燃残さ平均重量 一関清掃センター 26,250kg/月、大東清掃センター 5,508kg/月
- ・ 10 月 38.68 m³ 859 枚 31.8kg
- ・ 11 月 36.57 m³ 813 枚 30.1kg
- ・ 12 月 35.85 m³ 797 枚 29.5kg
- ・ 合計 111.10 m³ 2,469 枚 91.4kg 26 円換算 64,194 円

（収集運搬業務について）

【収集運搬委託業者の選定】

管内全域を 1 者に収集運搬業務委託。1,291,400 円

収集区域ごと、一関清掃センター・大東清掃センターに搬入。

【収集運搬業務の実施意見】

- ・ 1 か所当たりの平均回収時間のもっとも要したところで 30 分程度要したところがある。
- ・ 作業負担の大きかった作業は、ネットの取り換え作業だった。
- ・ 回収器具の入れ替えではなくごみだけを移し替えるなど別の収集方法を検討したほうがよい。
- ・ 前後の比較はできないが、期間中はごみの量が増えたというほどではなく変わらなかった。
- ・ コンテナ等でも指定ごみ袋でも分別の仕方に大きな差はなかった。
- ・ 収集運搬業者の見解として、指定ごみ袋回収よりもコンテナ回収のほうが環境面で良かった。

（アンケート結果について）

利用者の7割程度がコンテナ等回収を支持、2割程度が指定ごみ袋のままがよいとの回答だった。

事業についての回答別の傾向として、コンテナ等回収がよかった・どちらかといえばよかったを選択した方は、現行のごみ袋に対して負担を感じる傾向が強く、袋の節約が主な支持理由だった。

指定ごみ袋がよかった・どちらかといえばよかったを選択した方は、ごみを出すときの時間や簡易さを重視し、ごみ袋も現在もままもしくは改良を望む傾向がみられた。

【アンケートの回収率】

196世帯中 101世帯回答（R7.1.24現在）51.53%

【事業について】

- ・コンテナ等回収のほうがよかった、どちらかといえばコンテナ等回収がよかった 67.3%
- ・指定ごみ袋回収のほうがよかった、どちらかといえば指定ごみ袋回収がよかった 22.8%
- ・どちらでもよい 9.9%

【コンテナ等回収のよかったところ】

- ・ごみ袋を節約できたところ 38.1%、コンテナ等の出しやすさ 26.4%、
分別意識が強くなった 17.3% ほか

【コンテナ等回収がよくなかったところ】

- ・指定ごみ袋のほうが出しやすさ 25.0%、収集日に限らないほうがよかった 23.4%、
コンテナに出すときごみが散乱する 14.1% ほか

【コンテナ等回収を行う場合改善すべき点】

- ・雨天、風雪対応の検討（保管方法・保管場所等）。とりわけプラ回収はぬれると困難。
- ・常時出せるようになるとよいなど回収場所に出す時間の見直し。
- ・コンテナ等への出せるごみの表示。
- ・コンテナ回収は対象世帯を多くし、回収場所を少なくして、効率よく回収したほうが良い。
- ・コンテナを各家庭で利用できるとよい。コンテナごと交換できる。 ほか

【指定ごみ袋についての意見】

- ・品質を落としてでも現在より安いほうが良い 26.1%
- ・現在のままで良い 55.4%
- ・価格が高くなっても種類を増やしたり品質を高くしてほしい 1.1%

【ごみの分別についての意見】

- ・チラシの配布による出し方の周知 31.6%、集積所に貼るチラシによる出し方の周知 15.5%、
違反ごみステッカーをより詳しくする 12.1% ほか

【ごみの減量についての意見】

- ・住民に向けたごみの減量へのPR 25.0%、店舗回収に出せる場所や品目を増やす 21.3%、
住民に向けた資源化・分別のPR 13.4% ほか

（公共施設拠点回収の結果について）

一関市役所本庁、藤沢支所の2箇所、周辺地域からの資源ごみ回収を目的として実施。

周辺で出される資源ごみの量に比べると、ごく限られた回収量となった。拠点の設置場所として、生活動線上となる場所として適切だったか、見直しの余地がある。集客施設脇の方がより利用者を見込めるため、今後検討していきたい。

【平均回収時間】

- ・ 最小 8 分～最大 17 分

【資源ごみの回収量について】

- ・ 実施各月全体排出容量 10 月 4.02 m³、11 月 4.43 m³、12 月 4.09 m³

【違反ごみの傾向について】

- ・ 10 月不適物混入があったが、11～12 月是不適物混入の違反はなかった。

（今後の収集方法の方向性について）

【コンテナ等による地域集積所回収】

- ・ ごみ袋を使用しないということで、収集方法として望む意見も多い。
- ・ コンテナ回収により資源ごみの排出増の効果が確認できた。
- ・ 指定ごみ袋を消費しないことで指定ごみ袋分の処理が減り、可燃残さ処分量が減少した。
- ・ 設置スペースの確保が課題。全域で実施する場合、設置できる場所を新たに確保する必要があり、統廃合も含めて進める必要があるが、現時点でも集積所の場所の確保に地域でも苦慮しているため容易には進展しにくいことが考えられる。
- ・ 保管場所を屋内・軒下とした場合、保管できる場所が限られ、新たに設置する場合初期設置費用の増となる。
- ・ 設置コストが、世帯数規模にもよるが 4～12 万円程度かかるため、現在ある管内集積所 2,460 箇所に設置する場合 98～295 百万円の設置コストがかかる。また、保管場所によっては損耗年数が早くなるため短期間での更新の恐れがある。
- ・ 収集運搬作業における 1 ヶ所当たりの作業時間がかかるため、現行の資源ごみ収集をコンテナ回収に置き換えただけでは不十分で、作業人員・車両を増やす必要があり、収集運搬経費の増加が見込まれる。
- ・ 回収品目としてプラスチック製容器包装はごみを出す側・回収する側でも飛散しないように取り扱うのは指定ごみ袋のように小分けに梱包されている方が効率的との意見があり回収品目の見直しが必要と思われる。

【コンテナ等による拠点回収】

- ・ 市役所敷地内で周辺利用者の利用を促したが、回収規模からすると利用はごくわずかに限られた。
- ・ 利用が低迷したこともあるが、保管・利用については問題なく整然として利用された。
- ・ 出せる曜日を限定したことが、利用が伸び悩んだ一因とみられる。
- ・ 拠点回収は限られた予算の範囲内で実施する場合、効率的に実施できる。
- ・ 集客施設への設置など、常時人が多く出入りする場所など拠点設置場所を見直す余地がある。
- ・ 店舗回収を望む意見もあり、生活動線の近くで、常時出せるような回収方法の検討が考えられる。
- ・ プラスチック製容器包装は、飛散リスクが高く長期保管が難しいため、コンテナ等回収よりも指定ごみ袋による回収のほうが保管・回収・衛生面で優れている。
- ・ 保管場所が屋内・軒下など雨雪対策できる場所での保管が望まれる。
- ・ 地域集積所でも指定ごみ袋回収すると、拠点回収のコンテナ等利用を利用しないリスクがあるが、チラシの全戸配布や、常時出せるようにすることなどで差別化を図り、いつでも出せる資源回収場所としての役割を持たせる方向性が検討される。